

～柔軟で多様な働き方を推進～ 教職員のテレワークを本格的に実施します

教職員の長時間勤務が常態化する中、区ではこれまで、全区立小学校での教科担任制の導入や区立中学校の全部活動への部活動指導員の配置など、様々な取組により、教職員の働き方改革を進めてきました。

教職員の働き方改革をさらに加速するため、要綱を制定して環境を整備し、教職員の在宅勤務型テレワークを本格的に実施します。

概 要

■対象職員

区立小・中学校の全教職員 約 780 人
※子育て、介護及び妊娠中等の教職員を優先します。

■運用開始時期と実施時期

令和5年7月21日から開始し、年間を通じて実施

■実施場所

教職員の自宅(原則)

■実施方法

タブレット端末(iPad)を使用し実施します。

テレワークで想定している業務

- ◎授業の準備
- ◎教材作成
- ◎授業計画の作成
- ◎オンライン会議
- ◎その他、校務資料作成 など



夏休み期間中などの積極的な利用により、
教職員のワークライフバランスの推進につなげていきます。